



目 次

規 則	ページ
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	9
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	9
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	9
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	10
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	15
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	15
◎給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	16
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	16
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	17
◎一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	20

規 則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年高知

県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に、「次に掲げる書類」を「次に掲げる書類（条例第3条第5項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与を受けようとする者については、第2号を除く。）」に改める。

第15条中「辞退しようとするとき」を「辞退しようとするとき又は条例第7条第2項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与の取消しの申請をするとき」に改める。

第16条中「第7条」を「第7条第1項」に、「取り消すとき」を「取り消すとき又は同条第2項により特定科目加算貸付金の貸与を取り消すとき」に改める。

第19条第1項中「又は第2項」を「、第4項又は第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、条例第9条第1項第1号の規定により医師養成奨学貸付金の償還の猶予を受けている特定科目加算貸付金に係る借受者であって、同号に規定する修学貸付金及び特定科目加算貸付金に係る償還の猶予の要件を満たしているものが、修学貸付金について、同条第5項の規定に基づく第1項の貸付金の償還の猶予の申請をしたときは、同条第4項の例により、当該借受者に係る特定科目加算貸付金を償還させ、及び修学貸付金の償還を猶予することができる。

第20条第3項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「いずれかが」を「いずれかに」、「当該借受者」を「（同条第2項において当該各規定の期間とみなされる期間を含む。次項において「免除算定期間」という。）が当該借受者」に改め、同条第4項中「条例第10条第1項第1号アからエまで、同項第2号アからオまで又は同項第3号アからウまでに掲げるいずれかの期間」を「免除算定期間」に改め、同条第6項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同条第7項中「第10条第3項」を「第10条第5項」に改める。

第21条第3項中「直ちに」を「第1号から第4号までに係る届出にあつては直ちに、第5号に係る届出にあつては遅滞なく」に、「よるものとする」を「、第5号に係る届出にあつては別記第30号様式による育児休業取得届に事業主による証明書を添付することによるものとする」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業（同法の規定の適用を受けない者にあつては、これに準ずる休業）を取得するとき。

別記第1号様式中「第3条第1項」を「第3条第1項（第5項）」に改める。

別記第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）
（その1）

第 年 月 日 号 日

住所 氏名 様

高知県知事 印

貸付金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のありました医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の貸与については、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第4項（第5項）の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 貸付金（特定科目加算貸付金）の貸与を受ける者の氏名
- 2 貸付金（特定科目加算貸付金）を貸与する金額
月額 円
- 3 貸付金（特定科目加算貸付金）を貸与する期間
年 月から 年 月まで

（その2）

第 年 月 日 号 日

長 様

高知県知事 印

貸付金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のありました医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の貸与については、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第4項（第5項）の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 貸付金（特定科目加算貸付金）の貸与を受ける者の氏名
- 2 貸付金（特定科目加算貸付金）を貸与する金額
月額 円
- 3 貸付金（特定科目加算貸付金）を貸与する期間
年 月から 年 月まで

第7号様式（第8条関係）
（その1）

第 年 月 日 号 日

住所 氏名 様

高知県知事 印

貸付金貸与不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の貸与については、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第4項（第5項）の規定による選考の結果、貸与しないことに決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

（その2）

第 年 月 日 号 日

長 様

高知県知事 印

貸付金貸与不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の者に対する医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の貸与については、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第4項（第5項）の規定による選考の結果、貸与しないことに決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

貸付金（特定科目加算貸付金）を貸与しないことに決定した者の氏名

別記第16号様式中「初期臨床研修特別貸付金」を「特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金」に改める。

別記第17号様式中「第7条」を「第7条第1項（第2項）」に、「初期臨床研修特別貸付金」を「特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金」に改める。

別記第18号様式から別記第20号様式までを次のように改める。

第18号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号 ㊟

貸付金分割償還承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第8条第2項の規定に基づく医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・特定初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の分割償還を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第17条第2項の規定により申請します。

記

- 1 貸付金（特定科目加算貸付金）の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 3 貸付金（特定科目加算貸付金）を償還すべき年月日
年 月 日
- 4 貸付金（特定科目加算貸付金）の分割償還をする予定期間
年 月から 年 月まで
- 5 貸付金（特定科目加算貸付金）の分割償還を申請する理由

第19号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号

住所 氏名 様

高知県知事 印

貸付金分割償還承認通知書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の分割償還を承認しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第17条第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸与した貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 2 償還させる貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 3 貸付金（特定科目加算貸付金）の分割償還をする期間
年 月から 年 月まで

第20号様式（第19条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号 印

貸付金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第9条第1項（第4項・第5項）の規定に基づく医師養成奨学貸付金（修学貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の償還の猶予を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第19条第1項の規定により申請します。

記

- 1 貸付金（修学貸付金）の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金（修学貸付金）の額
円
- 3 貸付金（修学貸付金）の償還の猶予をする予定期間
年 月から 年 月まで
- 4 貸付金の償還の猶予を申請する理由

別記第21号様式中「第2項」を「第4項・第5項」に、「初期臨床研修特別貸付金」を「修学貸付金・初期臨床研修特別貸付金」に改める。

別記第22号様式から別記第25号様式までを次のように改める。

第22号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ④
電話番号

貸付金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条第1項の規定による医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の償還の免除を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第2項の規定により申請します。

記

- 1 貸付金（特定科目加算貸付金）の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 3 貸付金（特定科目加算貸付金）の償還の免除の要件となる医療機関において医師の業務に従事した期間等
(1) 年 月 日から 年 月 日まで（ ）
(2) 年 月 日から 年 月 日まで（ ）
- 4 貸付金（特定科目加算貸付金）の償還の免除を申請する理由

第23号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付金償還一部免除承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条第3項の規定に基づく医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の一部の償還の免除を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第6項の規定により申請します。

記

- 貸付金（特定科目加算貸付金）の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 貸与を受けた貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 貸付金（特定科目加算貸付金）の一部の償還の免除の要件となる医療機関において医師の業務に従事した期間等
(1) 年 月 日から 年 月 日まで（ ）
(2) 年 月 日から 年 月 日まで（ ）
- 貸付金（特定科目加算貸付金）の一部の償還の免除を申請する理由

第24号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者その他の者
住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付金償還（一部）免除承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条第5項の規定に基づく医師養成奨学貸付金（初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の（一部の）償還の免除を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第7項の規定により申請します。

記

- 貸付金の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 貸与を受けた貸付金の額
円
- 償還済みの貸付金の額
円
- 未償還の貸付金の額
円
- 貸付金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由

- 注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

第25号様式（第20条関係）

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

高知県知事 印

貸付金償還免除承認通知書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条の規定により、下記のとおり医師養成奨学貸付金（特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金）の償還を免除しますので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第8項の規定により通知します。

記

- 1 貸与した貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 2 償還済みの貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 3 未償還の貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円
- 4 償還を免除する貸付金（特定科目加算貸付金）の額
円

別記第29号様式の次に次の1様式を加える。

第30号様式（第21条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ④
電話番号

育児休業取得届

下記のとおり育児休業を取得するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第21条第3項の規定により届け出ます。

記

予定する育児休業期間
年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第23号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表11の項(1)中「第2条第1項に規定する一般ガス事業」を「第2条第2項に規定するガス小売事業」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9の項イ中「第36条の2第1項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可の申請」を「第32条第1項（第105条において準用する場合を含む。）、第68条第1項（第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項の規定による届出」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則

第117号)の一部を次のように改正する。
 第6条第6号ネ中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

 告 示
 議 会 告 示
 教 育 委 員 会 告 示
 警 察 本 部 告 示

- 高知県告示第289号
- 高知県議会告示第1号
- 高知県教育委員会告示第2号
- 高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月 高知
 高知
 高知
 高知

県告示第645号
 県議会議長告示第1号
 県教育委員会告示第30号
 県警察本部告示第1号
 平成29年3月28日

の一部を次のように改正する。

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 武石 利彦
 高知県教育長 田村 壮児
 高知県警察本部長 上野 正史

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	124,900	175,700	197,200	247,600
	2	125,800	177,200	198,600	249,000
	3	126,800	178,700	199,900	250,400
	4	127,700	180,200	201,300	251,800
	5	128,700	181,600	202,600	253,000
	6	129,700	183,100	204,100	254,300
	7	130,700	184,600	205,500	255,600
	8	131,700	186,100	207,000	256,900
	9	132,500	187,500	208,400	258,000
	10	133,500	188,700	210,000	259,300
	11	134,500	190,000	211,500	260,600
	12	135,600	191,300	213,100	261,900
	13	136,400	192,700	214,400	263,000
	14	137,400	193,700	216,100	264,200
	15	138,400	194,800	217,700	265,400
	16	139,400	196,000	219,400	266,500
	17	140,500	197,100	220,800	267,700
	18	141,700	198,200	222,000	268,900
	19	142,900	199,200	223,100	270,100
	20	144,100	200,200	224,300	271,300
	21	145,200	201,100	225,500	272,300
	22	146,400	202,200	227,000	273,400
	23	147,600	203,400	228,500	274,500
	24	148,800	204,500	230,000	275,600
	25	150,000	205,700	231,600	276,700
	26	151,500	206,900	233,000	277,800
	27	152,900	208,100	234,400	278,900
	28	154,400	209,300	235,800	280,000
	29	155,800	210,500	237,100	281,100
	30	157,300	211,700	238,400	282,200
	31	158,800	212,900	239,700	283,300
	32	160,300	214,100	240,900	284,400
	33	161,800	214,900	242,000	285,300
34	163,500	216,300	243,400	286,400	

35	165,300	217,500	244,800	287,500
36	167,100	218,800	246,200	288,600
37	168,900	219,800	247,500	289,300
38	170,600	221,000	248,900	290,200
39	172,300	222,200	250,300	291,100
40	174,000	223,400	251,700	292,100
41	175,600	224,400	252,900	293,000
42	177,000	225,500	254,200	294,000
43	178,400	226,700	255,500	295,000
44	179,800	227,800	256,800	296,000
45	181,200	228,900	257,900	296,800
46	182,600	230,100	259,100	297,700
47	184,000	231,300	260,300	298,600
48	185,400	232,500	261,500	299,500
49	186,700	233,700	262,800	300,400
50	187,800	234,900	264,000	301,300
51	189,000	236,100	265,200	302,200
52	190,000	237,300	266,300	303,100
53	191,100	238,500	267,400	303,900
54	192,100	239,500	268,600	304,700
55	193,200	240,500	269,800	305,500
56	194,300	241,500	271,000	306,300
57	195,300	242,600	272,000	307,100
58	196,400	243,600	273,100	307,900
59	197,400	244,600	274,200	308,700
60	198,500	245,600	275,300	309,500
61	199,500	246,600	276,400	310,100
62	200,300	247,500	277,500	310,800
63	201,100	248,400	278,600	311,500
64	201,900	249,300	279,700	312,200
65	202,600	250,300	280,600	312,900
66	203,300	251,100	281,400	313,500
67	204,000	251,900	282,200	314,100
68	204,600	252,700	283,100	314,700
69	205,100	253,500	284,000	315,400
70	205,600	254,100	284,800	315,900
71	206,000	254,700	285,600	316,400
72	206,500	255,300	286,400	316,900
73	207,000	255,600	287,300	317,200
74	207,600	256,000	288,100	317,700

75	208,200	256,500	288,900	318,200
76	208,900	257,000	289,700	318,700
77	209,200	257,600	290,500	319,000
78	209,800	258,100	291,100	319,400
79	210,400	258,600	291,700	319,800
80	211,000	259,100	292,300	320,200
81	211,600	259,500	292,800	320,700
82	212,300	259,800	293,400	321,100
83	213,000	260,100	294,000	321,500
84	213,700	260,400	294,600	321,900
85	214,400	260,800	295,100	322,300
86	215,100	261,200	295,700	322,700
87	215,800	261,600	296,300	323,100
88	216,500	262,000	296,900	323,500
89	217,100	262,200	297,300	323,800
90	217,700	262,600	297,800	324,200
91	218,300	263,000	298,300	324,600
92	218,900	263,400	298,800	325,000
93	219,400	263,800	299,300	325,300
94	219,900	264,200	299,800	325,700
95	220,400	264,600	300,300	326,100
96	220,900	265,000	300,800	326,500
97	221,500	265,200	301,200	326,800
98	222,000	265,500	301,700	327,200
99	222,500	265,700	302,200	327,600
100	223,000	266,000	302,700	328,000
101	223,600	266,400	303,100	328,300
102	224,200	266,600	303,500	
103	224,800	266,900	303,900	
104	225,400	267,200	304,300	
105	225,800	267,500	304,700	
106	226,300	267,800	305,100	
107	226,800	268,100	305,500	
108	227,300	268,400	305,900	
109	227,500	268,700	306,300	
110	227,900	269,000	306,700	
111	228,400	269,300	307,100	
112	228,900	269,600	307,500	
113	229,400	269,900	307,800	
114	229,900	270,200	308,200	

	115	230,400	270,500	308,600	
	116	230,900	270,800	309,000	
	117	231,300	271,100	309,300	
	118	231,700	271,400	309,700	
	119	232,100	271,700	310,100	
	120	232,500	272,000	310,500	
	121	232,900	272,200	310,800	
	122		272,500	311,200	
	123		272,800	311,600	
	124		273,100	312,000	
	125		273,200	312,200	
	126		273,500	312,600	
	127		273,800	313,000	
	128		274,100	313,400	
	129		274,200	313,600	
	130		274,500	314,000	
	131		274,800	314,400	
	132		275,100	314,800	
	133		275,200	315,000	
	134		275,500		
	135		275,800		
	136		276,100		
	137		276,200		
再任用職員		192,500	203,800	226,000	247,300

別表第1の2中

3級	高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主任技師の職務
----	-----------------------------------

を

3級	高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主任技師の職務
4級	班長又はチーフの職務

に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

級別資格基準表

職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
	高校卒		6	別に定める。
	0	6		
中学卒		9	別に定める。	別に定める。
	0	9		

別表第3の2を次のように改める。

別表第3の2（第3条の3関係）
昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1

20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	2
31	1	23	3
32	1	24	4
33	1	25	5
34	1	26	6
35	1	27	7
36	1	28	8
37	1	29	9
38	2	30	10
39	3	31	11
40	4	32	12
41	5	33	13
42	6	33	14

43	7	34	15
44	8	34	16
45	9	35	17
46	10	35	18
47	11	36	19
48	12	36	20
49	13	37	21
50	14	38	22
51	15	39	23
52	16	40	24
53	17	41	25
54	18	42	26
55	19	43	27
56	20	44	28
57	21	45	29
58	22	46	30
59	23	47	31
60	24	48	32
61	25	49	33
62	26	49	34
63	27	50	35
64	28	50	36

65	29	51	37
66	30	51	38
67	31	52	39
68	32	52	40
69	33	53	41
70	34	53	42
71	35	54	43
72	36	54	44
73	37	55	45
74	38	55	46
75	39	56	47
76	40	56	48
77	41	57	49
78	41	57	50
79	42	58	51
80	42	58	52
81	43	59	53
82	43	59	54
83	44	60	55
84	44	60	56
85	45	61	57
86	45	61	58
87	46	61	59

88	46	62	60
89	47	62	61
90	47	62	61
91	48	63	62
92	48	63	62
93	49	63	63
94	49	64	63
95	50	64	64
96	50	64	64
97	51	65	65
98	51	65	65
99	52	65	66
100	52	65	66
101	53	66	67
102	53	66	67
103	53	66	68
104	54	66	68
105	54	67	69
106	54	67	70
107	55	67	71
108	55	67	72
109	55	68	73

110	56	68	73
111	56	68	74
112	56	68	74
113	57	69	75
114	57	69	75
115	57	69	76
116	58	69	76
117	58	70	76
118	58	70	76
119	59	70	76
120	59	70	77
121	59	70	77
122		70	77
123		70	77
124		71	77
125		71	78
126		71	78
127		71	78
128		71	78
129		71	78
130		71	79
131		72	79
132		72	79

133		72	79
134		72	
135		72	
136		72	
137		72	

別表第4（その2）中

「

3級	8,400円
----	--------

」

を

「

3級	8,400円
4級	8,700円

」

に改める。

別表第5ウ中「平成19年4月1日以後の」を「平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間の」に、「平成19年4月1日以後適用されている」を「平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた」に改め、同表に次のように加える。

エ 平成29年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第6号区分	平成29年4月1日以後適用されている技能職員の給与及び旅費に関する就業規則別表第1の技能職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が4級であったもの
第7号区分	平成29年4月1日以後適用されている技能職員の給与及び旅費に関する就業規則別表第1の技能職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	第6号区分及び第7号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この就業規則は、平成29年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項ただし書並びに第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第4療育福祉センターの項中「言語指導員」を「言語聴覚士」に改め、「聴能言語指導員」を削り、同表家畜保健衛生所の項中「1」を「2」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第17の表中

「視能訓練士」

を

「視能訓練士

言語聴覚士

」に改める。

別表第29の表中

「

診療放射線技師
臨床検査技師
臨床工学技士
理学療法士
作業療法士
視能訓練士

」

を

「

診療放射線技師
臨床検査技師
臨床工学技士
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
言語聴覚士

」

に改める。

別表第33の表中

「 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例（平成6年高知県条例第45号）第16 条、公立学校職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例（平成6年高知県条例 第46号）第16条及び警察職員の勤務時 間、休日及び休暇に関する条例（平成6 年高知県条例第47号）第16条に規定する 介護休暇	2分の1以内
---	--------

を

「 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例（平成6年高知県条例第45号）第16 条、公立学校職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例（平成6年高知県条例 第46号）第16条及び警察職員の勤務時 間、休日及び休暇に関する条例（平成6 年高知県条例第47号）第16条に規定する 介護休暇	3分の3以内
---	--------

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第33の規定は、この規則の施行の日以後の介護
休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間について
は、なお従前の例による。

~~~~~  
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成29年3月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第12号**

**給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則**

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規  
則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「視能訓練士」を「視能訓練士、言語聴覚士」に改め  
る。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成29年3月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規
則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員
会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「育児休業法」を「第2号の育児休業
法」に、「職員のうち」を「職員のうち、」に改める。

第11条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「1日の
勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30
日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、
同項第7号の次に次の1号を加える。

- （8） 職員の勤務時間条例第17条、公立学校職員の勤務時間条
例第17条又は警察職員の勤務時間条例第17条の規定による介
護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場
合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の子育休等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第14号

職員の子育休等に関する規則の一部を改正する規則

職員の子育休等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

第8条第1号イ中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別記第1号様式中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書

任命権者 年 月 日

様

所属
職名
氏名 ㊟

下記のとおり 育児休業の承認
育児休業の期間の延長 を請求します。

記

1 請求に係る子	氏名				
	請求者との続柄等				
	生年月日	年 月 日			
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長			
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長			
3 請求期間	年 月 日から		年 月 日まで		
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	年 月 日から		年 月 日まで		
5 特別の事情					
6 備考					

主管課長			所属長経由欄			
------	--	--	--------	--	--	--

※所属長意見欄
上記のとおり進達します。

年 月 日

--	--	--	--	--	--

申請のあった育児休業（期間延長）については、
承認 不承認
とする。

年 月 日

受理年月日 年 月 日
 決裁年月日 年 月 日

任命権者 ㊟

- 注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。
- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
- (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
- (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
- (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 5 該当するものの□には、✓印を付けること。

別記第3号様式中

- 「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」
を
「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。」
に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書 年 月 日	
任命権者 様	所属 職名 氏名
下記のとおりに育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。	
記	
1 請求に係る子	氏名 請求者との続柄等 生年月日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）
勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）
5 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
6 特別の事情	
7 備考	

主管課長 ※所属長意見欄 上記のとおり進達します。		所属長經由欄 申請のあった育児短時間勤務（期間延長） については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。			
年 月 日					
受理年月日 年 月 日 決裁年月日 年 月 日					
任命権者					

- 注 1 この育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事項を記入すること。
- 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
- (1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
- (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
- (3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 6 該当するものの□には、/印を付けること。

別記第5号様式中

氏名	
請求者との続柄	
生年月日	年 月 日

を

氏名	
請求者との続柄等	
生年月日	年 月 日

に改め、同様式注1中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第15号****一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則**

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「同条第2項第1号又は第2号」を「同条第2項各号のいずれか」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。